

<本ひな型について>

- 改正給特法により、服務監督教育委員会は、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「指針」という）に即して業務量管理・健康確保措置実施計画（次頁以降「計画」という）を策定することとされています。
- 本ひな型は、教育委員会における計画の策定に当たって、地域の実情に応じた実効性のある計画策定を支援する観点から、策定にかかる事務負担の軽減にも資するよう、一つの参考例として作成したものです（あくまで例であり、本ひな型通りに作成しなければならないということではありません）。
- なお、既に学校における働き方改革等に関するアクション・プラン等、既存のものがある教育委員会においては、その内容が指針に即しているかを確認の上、必要に応じて修正・追記等すればよく、必ずしも本ひな型と同様の形にする必要はありません。

○市／町／村立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画（例）

計画の名称を「業務量管理・健康確保措置実施計画」とする必要は必ずしもありませんが、給特法第8条に基づくものであることが明確になっていることが望ましいと考えられます。

令和8年○月

○市／町／村教育委員会

複数の教育委員会において、共同して策定することも可能ですが、各教育委員会が自らサービスを監督する教育職員に係る措置を適切に講ずるとともに、計画の公表や総合教育会議への報告等については、各教育委員会で行う必要があります。

目 次

1. 計画の趣旨・現状	3
2. 目標	4
3. 計画の期間	5
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	5
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	9

1. 計画の趣旨、現状

☑本計画の趣旨を簡潔に記載

☑所管に属する学校の教育職員の時間外在校等時間の現状や課題を記載してください。

(例)

(1) 計画の趣旨

・「学校における働き方改革」は自治体として目指す教育を実現するために必要であることや、「計画」をどのように子供たちへのより良い教育につなげるのかなどについて、自治体の「教育振興基本計画」等を踏まえ、簡潔に記載することが考えられます。

(2) 本市(町／村)の現状

○ 本市(町／村)では、××年×月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「●市(町／村)立学校職員の在校等時間の上限等に関する規則」(以下「規則」という)を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○ こうした取組の結果、本市(町／村)における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月●時間	●%	●%
中学校	月●時間	●%	●%

○ 時間外在校等時間が45時間を超える割合が●%と多くなっている。●や●などの業務の負担感が大きくなっており、●を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

・時間外在校等時間の状況を踏まえ、自治体として認識している主な課題について記載することが考えられます。

○ こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標を設定してください。（１）の目標については必ず設定し、（２）については可能な限り、地方公共団体の実情に応じて設定してください。

☑（１）時間外在校等時間に関する目標

各教育職員の時間外在校等時間について、国の指針で定める上限時間（１箇月時間外在校等時間：45 時間、１年間時間外在校等時間：360 時間）の範囲内とするための数値目標を設定することが必要です。

☑（２）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教育職員の心身の健康確保や教職の魅力向上のため、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を、可能な限り、地方公共団体の実情に応じて設定してください。

※以下は例であり、数値目標の水準については、各自治体の実情に応じて設定することが重要です。

（例）

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

（１）時間外在校等時間に関する目標

- ・１箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- ・１年間における１箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする

（２）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を●日以上にする【●日】
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を●%まで減少させる【●%】
- ・ストレスチェックにおける健康リスクの値を●以下とする【●】
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

・こうした目標に対しては、例えば、以下を活用することによりその状況を把握していくことが考えられます。

- －ストレスチェックにおける仕事に対する満足度
- －教育委員会が独自に実施している教職員アンケート等で、働きがい等に関する質問項目（例えば、「あなたは普段の仕事にやりがいを感じますか」）への肯定的な回答の割合

3. 計画の期間

※計画の期間を定める際、国においては、令和 11 年度までに、教育職員の 1 箇月時間外在校等時間を平均 30 時間程度に削減することを目標にしていることを念頭においた上で設定してください。

※具体的な計画期間は各自治体の実情に応じて定めることとなりますが、例えば目標の達成期間を 3～5 年程度に設定する場合であっても、年度ごとに実現すべき取組内容や達成目標を明らかにするなど、当該計画の実施によって、学校における働き方改革が着実に進展していることを関係者が実感できるものとなっていることが重要です。その場合、年度計画として各年度の取組内容を整理し、1 年ごとに更新していくことも可能です。

(例)

令和8年度～令和〇年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

☑業務量管理・健康確保措置の内容として、指針の第 2 章第 3 節に掲げる措置その他の計画的に推進することが重要と認められる措置に関する具体的な取組事項を記載してください。

☑第 2 章第 3 節（2）で掲げる「業務の 3 分類」について、①～⑱のうち、優先的／重点的に取り組む業務を列挙し、それぞれ具体的に取り組む事項を記載してください。

※特に「学校以外が担うべき業務」や「教師以外が積極的に参画すべき業務」は、教育委員会等による主体的な取組を通じて、首長部局や地域が協力・参画することが期待されるものです。学校運営協議会等において、地域・保護者の合意又は理解を得ることを目指し、取組の方向性について具体的に計画に盛り込むことが重要です。

※地域や学校の状況等を踏まえ、①～⑱以外の業務を記載することも有効です。

※以下は例であり、具体的な取組事項は、各地域の実情に応じて決めることが重要です。

(例)

○ 本市(町／村)では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◆ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。●などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

◆ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、●が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◆ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

- ・ 給食費等の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、●年度予算を目途に公会計化を実施する。

◆ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・ ●年度中に、首長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆ 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・ 校務支援システムの機能等を活用することによって、市（町／村）から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

- ・ 学校事務体制の強化のため、●年度中に共同学校事務室を整備する。

◆ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・ 学校プール・体育館の地域開放施設の管理業務について、教育委員会において●年度中に外部委託を行う。

◆ 部活動（「3分類」⑬関係）

- ・ ●年度中に、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、●年度中に、部活動指導員の配置拡充等を進める。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆ 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・ 授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を全校に配置する。
- ・ 校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◆ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）

- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加目標を●%とし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・ 教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年●回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・ 医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、●や●などの校務を効率化し、「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、●%から●%にする。
- ・勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を●年度中に全校に設置する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・●年度中に、学校における定時退校日を月●回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に●日間の一斉閉校期間の設定を行う。
- ・早出遅出勤務制度、テレワークの導入について●年度中に検討を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

☑計画の実効性を確保するため、今後のフォローアップに関する事項や、関連する取組について記載してください。

(例)

- ・ 取組の着実な実行を図るため、市（町／村）内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、●市（町／村）のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。

・ このほか、各学校の在校等時間の状況を、教育委員会が毎月確認することや、具体的措置の取組状況などについて、市（町／村）内の定例会議の場などで報告することも考えられます。

- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。

・ このほか、教員業務支援員や地域ボランティアの確保・充実などについて、首長部局や学校運営協議会と連携して取り組むことなどを、数値目標と共に記載することが考えられます。

- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市（町／村）で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市（町／村）で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市（町／村）における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

・ 具体的な取組として、例えば、首長と教育委員会と地域・保護者の団体等と関係者が合同でメッセージや具体的な取組内容を発信することなども考えられます。